

令和3年度 就学援助制度の受付が始まっています！！

保護者のみなさまへ

就学援助制度とは、経済的な理由で援助を希望する方に対し、学校の諸費用における学用品費・修学旅行費などの費用の一部と、小学校給食費については実費相当分を援助することで、全ての児童生徒が、義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。申請の際は、下記の注意事項、申請書の受付期間を、よくお読みください。

1. 申請期間

令和3年4月8日（木）～5月14日（金）午後5時30分まで

※これ以降も、令和4年1月31日まで受付できますが、認定月が4月1日ではなくなります。

「いつ申請したか」によって認定月が変わりますので、詳しくはお問合せください。

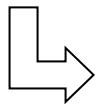
※入学準備費を申請した小学校1年生の保護者さまも、この期間に申請が必要です。

2. 入学にかかる費用について

※小学校6年生の保護者さまのうち、中学校入学にかかる費用の早期給付を

希望する方は、申請書に✓を忘れずに！

※支給対象にならない場合



① 令和4年4月に 公立中学校以外の学校へ入学予定の場合

② 富田林市外へ引っ越しする予定のある場合

3. 申請場所（下記のどこでも申請できます）

富田林市役所 3F 教育指導室「30」番窓口

金剛連絡所

お子さまが通っている小学校または中学校

4. 申請するときに必要なもの・・・ ① 申請書（今年度より押印は不要です。）

② 振込を希望される口座情報の確認できるもの

5. 就学援助 審査基準

認定基準・・・生活保護基準に基づき、準要保護家庭として認定

（参考）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
参考所得	約200万円	約240万円	約260万円	約290万円	約330万円

※あくまで参考所得となるため、ご自身で判断せず、申請してください。

6. 認定通知時期・・・令和3年7月末（予定）※申告時期の延長により遅れる可能性があります。

※5月17日以降の申請分は8月以降に随時通知します。

7. 支給日程と支給額

（実際と異なる場合があります。※印をご参照ください。）（給食費は、含んでいません。）

支給	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年
8月	3,878	4,636	4,636	4,636	4,636	4,636	7,578	8,336	8,336
12月	3,876	4,632	4,632	4,632	4,632	4,632	7,576	8,332	8,332
3月	3,876	4,632	4,632	4,632	4,632	4,632	7,576	8,332	8,332

※途中認定の方は、金額が異なります。

※小学1年または、中学1年の4月認定の方で新入学準備費を3月に支給されていない方には、8月支給分に新入学児童学用品費が加算されます。

※小学6年の早期支給を申請され認定を受けた方には、3月支給分に新入学準備費の加算があります。

(※受給できるのは、ひとり1回のみです。早期に支給されるものを準備費、1年で支給されるものを新入学生徒学用品費と区別して標記していますが同じものです。)

8. 支給方法

① 保護者口座へ振込支給（銀行・JA等）

② 学校を通じて支給

※学校諸費に未納が生じた場合には、「保護者口座への振込」を選択されていても、「学校を通じて支給」へ変更して支給します。

※小学校給食費は、就学援助費より直接、学校給食課へ支払われます。7月以降、給食費の徴収がなくなり、納付済みの給食費については、学校給食課より返金されます。

9. 援助の対象となるもの

費目	内容	留意点
○ 学用品費等	学校諸費、校外活動費など	7の表をご参照ください。
○ 給食費	保護者実費分（全額）	小学校給食のみ
○ 新入学児童生徒学用品費	新入学にかかる学用品費	※新1年の当初認定者で新入学準備費を受給していない方（小学51,060円）（中学60,000円）8月期支給予定
○ 新入学準備費	新入学にかかる学用品費	※次年度新中学1年（現6年）で、希望する世帯に支給（60,000円）3月期支給予定
○ 遠足費	遠足に係る費用の一部	小学生（上限1,560円までの実費）3月期支給予定 中学生（上限1,900円までの実費）3月期支給予定
○ 臨海林間旅行費	臨海、林間旅行に係る費用の一部	小学5年（上限1,734円までの実費）3月期支給予定 中学1・2年（上限4,570円までの実費）3月期支給予定
● 修学旅行費	修学旅行に係る費用の一部 旅行実施後に支給	小学6年（上限20,800円までの実費）12月期支給予定 中学3年（上限52,000円までの実費）8月期支給予定
● 医療費	学校保健安全法に定められた病気を治癒する為の費用	※対象病名（下表参照）
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>むし歯（保険診療の対象となる治療）、中耳炎、結膜炎（アレルギー性を含まない）、慢性副鼻腔炎、トラコーマ、アデノイド、寄生虫病、はくせん、かいせん、のうかしん</p> </div>		
<p>※治療を受ける前に医療券を発行依頼してください。</p> <p>※医療券を発行するにはマイナンバーが必要です。</p>		
<p>※生活保護を受給しておられる場合は、●印のみ支給対象となります。</p>		

＊＊問い合わせ先＊＊

富田林市教育委員会 教育指導室 電話番号 0721-25-1000 内線 364